

商品類型No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.0」

認定基準の軽微な改定について

1. 改定の経緯

本商品類型では、長期使用のための強度・耐久性の基準として衣料用（帽子含む）の革材料には、JIS K 6553「衣料用革」の「引張切断荷重」、「伸び」、「引裂荷重」の基準値を満たすことを求めている。衣料の場合、丈方向の寸法変化は望ましくないが、幅（周方向）については、身体に馴染ませるためにある程度の伸びが求められる。しかしながら、帽子の場合、円周の長さがそのままサイズになるため、円周方向に伸びることは極力避けねばならない。また、高さ（丈）方向に伸びることも、形状が歪んで外観苦情となる可能性がある。従って、帽子は衣服と同様の伸びは求められず、帽子の革材料に衣服の革材料と同じ「伸び」の基準値をそのまま適用することは、型崩れの懸念もあるため適切でないと考えられる。そこで、帽子の革材料には、強度・耐久性の基準として JIS K 6553「衣料用革」の基準値の「引張切断荷重」、「引裂荷重」のみ適用し、「伸び」は適用しないこととする。

参考. JIS K 6553「衣料用革」抜粋

項目	1種	2種	3種	4種
	成牛革	馬革	子牛革、やぎ革、めん羊革	その他の革
引張切断荷重(kgf) [N]	10 [98] 以上	5 [49] 以上	5 [49] 以上	5 [49] 以上
伸び(%)	40~90	40~90	50~90	50~90
引裂荷重(kgf) [N]	5.0 [49.0] 以上	1.0 [9.8] 以上	1.0 [9.8] 以上	1.0 [9.8] 以上

2. 改定箇所(抜粋) ※下線部を追加

基準本文

4-1環境に関する基準と証明方法

(12) 製品は長期使用に耐えうる仕様であること。具体的には、衣料用（帽子を含む）の革材料は、JIS K 6553「衣料用革」の引張切断荷重、伸び、引裂荷重に適合する強度を備えていること。ただし、帽子用の場合は、引張切断荷重、引裂荷重に適合すればよい。また、衣料は、ポケットや袖の縫目の強度について品質管理していること。手袋は、挿入部分（特に手の平側）などの強度について品質管理していること。ベルトは、コバ部分の染色摩擦堅ろう度が表7に定める基準値に適合すること。

表7 ベルトのコバ部分の染色摩擦堅ろう度基準*4

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
コバ仕上げ面	(汚染)3-4級	(汚染)2-3級	JIS K 6547「革の染色摩擦堅ろう度試験方法」摩擦試験機 I 形

*4・・・試料には、ベルトの縁縫いに沿って真っ直ぐカッターナイフを入れる等して、製品からコバ部分を長さ約14cm採取したものを使用すること。また、コバ仕上げ面が摩擦面になるように試験片台上に設置し、両面テープ等で動かないように配慮すること。

【証明方法】

衣料用革の強度、ベルトのコバの染色摩擦堅ろう度については、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。ポケットや袖の縫目の強度、手袋の挿入部分などの強度については、具体的な品質管理の方法を説明した文書を提出すること。

解説

B. 製造段階

B - 1 (資源の消費)

(1)長期使用を可能とする設計、製造、材料の選択がなされていること

革製衣料品は、製品寿命を長期化することで、資源消費量及び廃棄物の削減に寄与する製品と考え、製造段階 (B - 1)、使用・消費段階 (D - 1)、廃棄段階 (E - 1・7) の環境配慮項目として検討した。

本商品類型で対象とする製品の強度や耐久性を定める公的な基準には、JIS K 6553「衣料用革」がある。衣料用の革材料は、ソフトで軽くするために薄く加工することで、強度が落ち、破れなどの損傷につながる場合がある。そこで、JIS K 6553「衣料用革」で規定する引張切断荷重、伸び、引裂荷重の強度基準はクリアするべきであるとされた。

ただし、帽子については、円周の長さがそのままサイズとなることから円周方向に伸びることは避けなければならない、また高さ(丈)方向に伸びることも形状が歪むなど型崩れの懸念があるため、JIS K 6553「衣料用革」の伸びの基準値は適用せず、引張切断荷重、引裂荷重の基準値のみ適用することとした。なお、染色堅ろう度に関しては、より現実に流通している革材料の水準や技術レベルに則した日本エコレザー基準の値を基準項目として設定し、JIS K 6553「衣料用革」の基準値は適用しないこととした。また、いわゆるナッパラン加工などのように、表面にポリウレタンコーティングを行った革は、ポリウレタンの経時劣化などで表面が傷んだり、クリーニングなどで脆化するなど、耐久性に劣ることがある。さらに、よりソフトな風合いを出すために、表面のポリウレタンコーティングを非常に薄くしている革も見られ、傷や摩耗に非常に弱いことがある。そのような加工を行う場合は、強度低下に注意するよう配慮事項として設定した。

(以下省略)

3. 改定予定日

2010年9月1日

以上